

八戸ポータルミュージアム貸出施設使用料

平成29年6月1日現在

(1) 創作スペース 1

区 分	基本区分			複合区分					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	夜間 深夜	午前 夜間	午後 深夜	午前 深夜
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午後 6 時から 午前 0 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	午後 1 時から 午前 0 時まで	午前 9 時から 午前 0 時まで
シアター 1	円 3,600	円 4,730	円 3,600	円 7,500	円 7,500	円 5,650	円 10,690	円 9,970	円 11,720
シアター 2	4,110	5,550	4,110	8,740	8,740	6,480	12,440	11,520	13,570
楽屋 1	510	720	510	1,130	1,130	820	1,640	1,540	1,850
楽屋 2	510	610	510	1,020	1,020	720	1,440	1,330	1,540
シャワー室	100	200	100	300	300	200	410	410	410
映写室	920	1,230	920	1,950	1,950	1,540	2,880	2,670	3,080

(2) 創作スペース 2

区 分	1 時間当たり	午前 9 時から午後 10 時まで
音のスタジオ	200円	2,040円
編集室	100円	880円

(3) オープンスペース 1

区 分	1 時間当たり
レジデンス A	510円
レジデンス B	410円
レジデンス C	410円
レジデンス D	410円
レジデンス E	510円

(4) オープンスペース 2

区 分	1 時間当たり
共同キッチン	300円
共同スタジオ A	610円
共同スタジオ B	300円
共同スタジオ C	610円

(5) ギャラリースペース

区分	基本区分			複合区分			使用期間が2日以上となる場合					
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	午前夜間	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで						
ギャラリー1	円 1,640	円 2,260	円 1,640	円 3,490	円 3,490	円 4,520	円 8,530	円 12,130	円 15,220	円 17,890	円 20,160	円 21,900
ギャラリー2	1,020	1,330	1,020	2,160	2,160	2,770	5,240	7,400	9,360	11,000	12,340	13,470
ギャラリー3	1,230	1,640	1,230	2,570	2,570	3,180	6,170	8,740	11,000	12,960	14,500	15,840

(6) その他スペース

区分	基本区分			複合区分		
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	午前夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
はっちひろば	円 4,620	円 6,170	円 4,620	円 9,770	円 9,770	円 12,340
番町スクエア	3,080	4,110	3,080	6,580	6,580	8,330
和のスタジオ	一の間	300	410	300	720	920
	二の間	300	410	300	720	920
	三の間	300	410	300	720	920
	四の間	300	410	300	720	920
八庵	610	720	610	1,230	1,230	1,540
食のスタジオ	1,640	2,160	1,640	3,390	3,390	4,320
その他の共用スペース	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり8.6円					

備考

- 1 この表において使用期間を日単位で定めている場合の1日の使用時間は、午前9時から翌日の午前9時までとする。
- 2 シアター、楽屋、シャワー室、映写室、音のスタジオ、編集室、レジデンス、共同キッチン及び共同スタジオの深夜（午後9時から午前0時までをいう。）における使用は、午後9時前から継続する場合に限り、することができる。
- 3 入場料等（入場料、会費、入場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。以下この項において同じ。）を徴収して施設を使用する場合（次項に規定する場合を除く。）の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料等の徴収額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 1,000円以下 規定使用料（この表に定める使用料をいう。以下同じ。）の額の100分の110に相当する額
 - (2) 1,001円以上3,000円以下 規定使用料の額の100分の120に相当する額
 - (3) 3,001円以上5,000円以下 規定使用料の額の100分の150に相当する額
 - (4) 5,001円以上 規定使用料の額の100分の200に相当する額
- 4 営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料の額は、はっちひろばにあつては規定使用料の額の100分の300、その他にあつては規定使用料の額の100分の200に相当する額とする。
- 5 ポータルミュージアム内で開催する予定の催物の準備、撤収等のみを行うために使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額（前2項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の50に相当する額とする。
- 6 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過又は繰上時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前3項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。

※ただし、前後の貸館状況等によっては対応できない場合があります。
- 7 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3. こどもはっちの入場料

区 分	金 額
こどもはっち	1人1回につき 100円